

共生ビジョンの軽微な変更の取扱いについて（案）

定住自立圏共生ビジョンの策定若しくは変更にあたっては、総務省の定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏共生ビジョン懇談会における検討を諮ることとなっている。

一方、具体的な事業の実施段階において、事業内容に変更はないものの事業費等が変更となる場合があり、定住自立圏構想の連携事業における国の財政措置を受けるために変更を行う場合が想定される。

このことから、事業費のみの変更など、事業内容に基本的な変更が生じない共生ビジョンの軽微な変更においては、次の取扱いにより懇談会開催による審議を経ずに執り行うこととしていただきたい。

1 共生ビジョン懇談会の審議を要しない共生ビジョンの変更内容

- (1) 事業費等～「上川中部定住自立圏共生ビジョン」における連携事業の個別事業名及び事業費等の欄の内容
- (2) その他 ～事業内容に基本的な変更がない共生ビジョンの軽微な変更で、正・副座長との協議において、共生ビジョン懇談会の協議を要しないと判断されたもの。

2 事務手続きの流れについて

事務局において共生ビジョン変更案を作成し、必要に応じて正・副座長と協議を行うなど、共生ビジョン懇談会による審議を経ずに、直接、関係町との関係部分についての協議により、共生ビジョンを変更する。

なお、変更後、すみやかにビジョン懇談会委員へ変更内容を報告する。